

2014年1月より、 NISA はじまりました。



NISA (少額投資非課税制度) とは？

2014年1月から導入される株式投資信託・上場株式等の譲渡所得・配当所得が非課税となる制度で「NISA (ニーサ)」と呼ばれています。

株式投資信託や上場株式等から生じる所得への課税は、2014年1月から20.315%になりましたが、NISAを利用することで、最大500万円までの投資から得られる値上がり益や配当・分配金が最長5年間非課税となります。

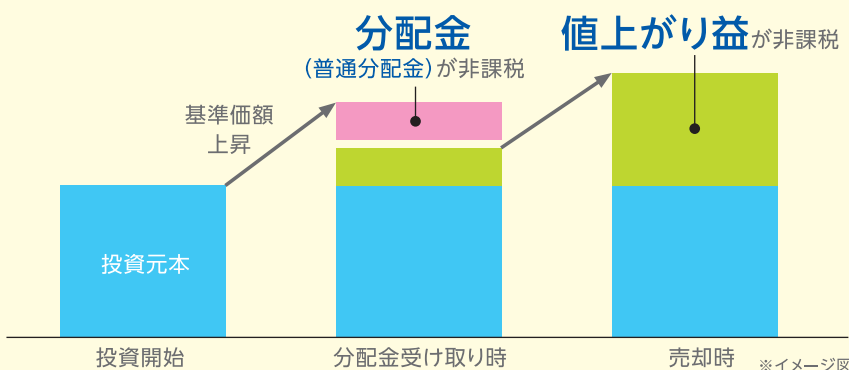
NISA 5つのポイント

- ① **株式投資信託・上場株式等**の譲渡所得・配当所得が非課税
※当行では、株式投資信託が対象となります。
- ② 日本に住む**20歳以上**が対象
- ③ 2014年から2023年まで、**毎年100万円**の非課税投資枠
- ④ それぞれ投資をはじめた年から**最長5年間の非課税期間**
- ⑤ 非課税投資枠は**最大500万円**

NISAでは、株式投資信託・上場株式等への投資による譲渡所得、配当所得が非課税になります。

株式投資信託でいえば、基準価額が上昇した分から払い出される「分配金 (普通分配金)」と、売却したときの「値上がり益」が非課税です。

● 株式投資信託での非課税イメージ



■ 投資信託のご注意事項については次ページをご覧ください。



七十七銀行

平成26年4月1日現在

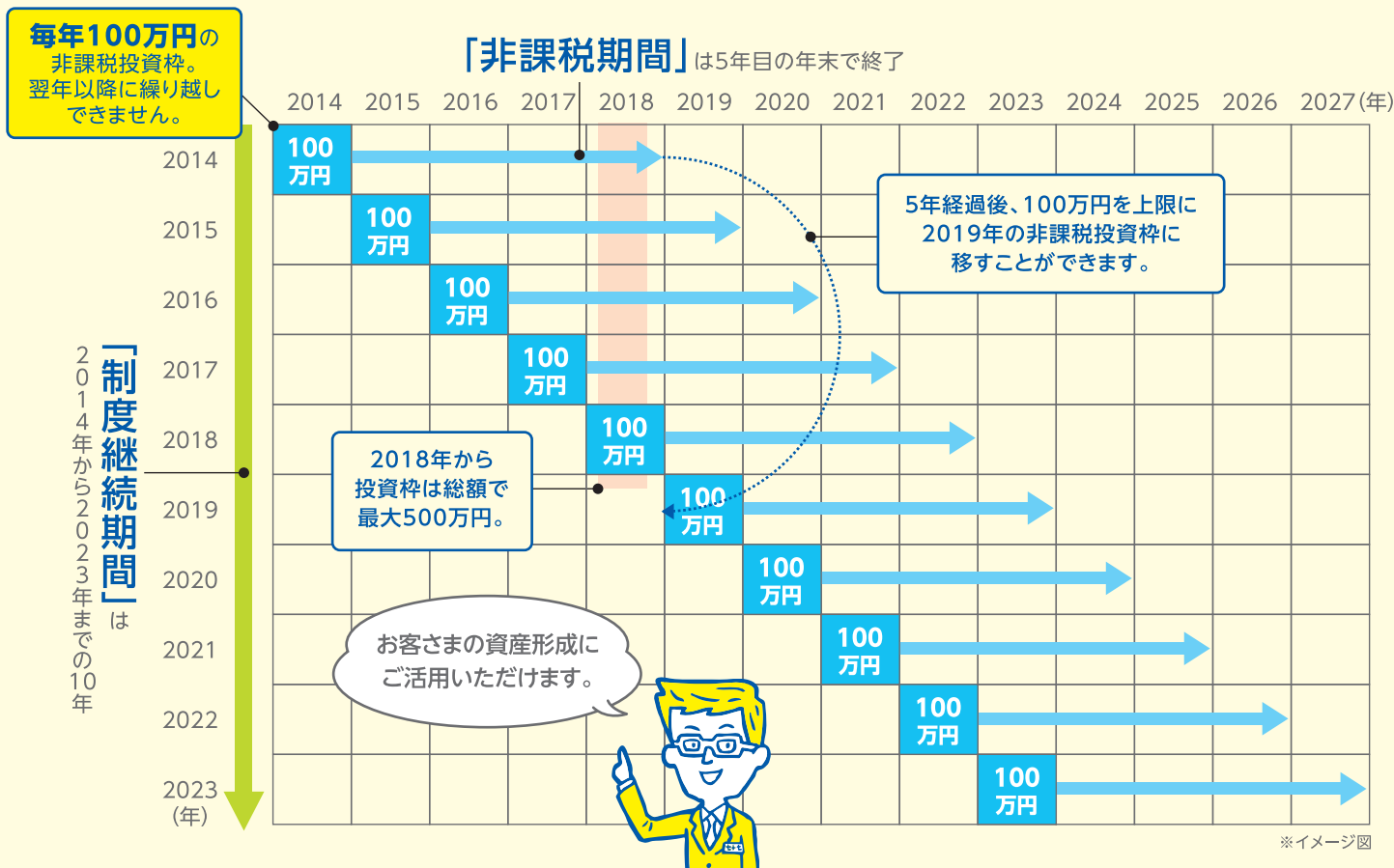
NISA 制度概要

NISAを活用することにより、2014年から毎年上限100万円の非課税投資枠を使った投資ができます。非課税期間はそれぞれ5年目の年末まで。2014年からNISAをはじめると、2018年には投資枠の利用額は最大500万円になります。5年の非課税期間終了後は、資産をそのまま課税口座(特定口座・一般口座)に移すことや、100万円を上限に2019年の非課税投資枠に移すこともできます。

NISAについて、ご留意いただきたい点は、右記のとおりです

- NISAにおける非課税口座の開設は、すべての金融機関を通じて一人1口座とされており、当行で非課税口座を開設した場合、最初の4年間(2014年1月1日から2017年12月31日まで)は、他の金融機関での開設や他の金融機関への変更はできません。
- NISAにおける非課税口座内で譲渡損失が発生した場合、課税口座(特定口座および一般口座)の所得との損益通算はできません。

● 制度概要イメージ



(注) 本資料は、平成26年1月1日時点の法令等に基づき作成したものです。制度の内容は、今後、変更されることがあります。

投資信託のご注意事項

【投資信託のリスクについて】

- 投資信託は、株式など価格変動を伴う有価証券等に投資するため、以下の要因などにより、投資元本を割込むことがあり、元本および分配金が保証されている商品ではありません。
 - ① 組入株式の価格の下落、金利変動等による組入債券の価格の下落
 - ② 組入株式・組入債券等の発行者の経営・財務状況の変化
 - ③ 海外の株式・債券等への投資における為替相場の変動
- 換金可能日に制限(クローズド期間等)がある投資信託商品は、換金できない場合があります。

【投資信託ご購入にあたってのその他のご留意事項】

- 投資信託をご購入の際には、投資信託取扱店にて最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」等をお受け取りいただくか、「(七十七)インターネット投資信託」において最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずお読みいただき、商品内容やリスクおよび手数料等の詳細を十分ご理解のうえ、ご自身のご判断でお申込みください。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

【投資信託の諸費用について】

1. お客さまに直接ご負担いただく費用

お申込手数料 (当行取扱ファンド)	お買付金額(約定金額)に対し最大3.24%(消費税込)
信託財産留保額 (当行取扱ファンド)	ファンドの基準価額に対し最大1.0% ・ご換金時に上記割合が差し引かれます。

2. 間接的にご負担いただく費用

信託報酬 (当行取扱ファンド)	ファンドの純資産総額に対し最大年率2.1384%(消費税込) ・運用期間中、ファンドの純資産総額から上記割合が差し引かれます。
その他費用	資産の運用・保管・管理等に際し、有価証券売買手数料等の諸費用等が発生いたしますが、これもお客さまに間接的にご負担いただく費用となります。

※お申込手数料、信託財産留保額および信託報酬はファンドにより異なるほか、運用等に際し発生する諸費用については、今後の運用方法等により変化するため、詳細を掲載しておりません。詳しくは各ファンドの最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」等をご覧ください。なお、手数料等諸費用の合計額および一部費用の詳細については、保有期間等に応じて異なりますので表示できません。

ご不明な点がございましたら、投資信託取扱店の担当者または本部(担当部署)までお問い合わせください。

投資信託取扱店 ■ 東北地区の全営業店(一部の出張所を除く)および札幌支店
本部(担当部署) ■ 営業統轄部 営業開発課